

シリーズ：子どもの権利 No. 46

11月20日(日)は 『泉南市子どもの権利の日』

泉南市には、「泉南市子どもの権利に関する条例」があります。条例では、子どもの権利を大切に、子どもに優しいまちをつくることを約束しています。子どもが幸せに暮らせるまちは、おとなも、お年寄りも幸せに暮らせるまちです。みんなで力をあわせて、よりよい泉南市をつくりましょう。

この条例の中で、11月20日を「泉南市子どもの権利の日」とすることも定められています。この機会に、右記の子どもにとって大切な4つの権利を参考に、家族で話合ってみてください。

4歳から18歳までの皆さん 「サザンびあ子どもアート」に参加しませんか

マーブルピーチのトイレに大きな絵を描いています。皆さんと一緒に色塗りをしませんか。

【とき】11月19日(土)午前10時～午後2時45分

【ところ】せんなんわくわく広場

～子どもにとって大切な4つの権利～

生きる権利

子どもは、食事をして、眠り、おとなに見守られ過ごす権利があります。また病気のときは治療を受け、困ったときはいつでも相談する権利があります。

育つ権利

子どもは、遊び学びながら育つ権利があります。文化やスポーツに触れ、心豊かに育つことも大切な権利。夢や目標に向かって挑戦することも育つ権利の1つです。

守られる権利

いじめや差別を受け、心や体を傷つけられることがあってはなりません。命は1つしかない大切なものであり、子どもは守られる権利があります。

参加する権利

子どもは、自分の思いや考えを言ったり、社会に参加したりする権利があります。意見を発表し合い、他の意見について考えることは大切なことです。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)